

山手保育所 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	飯能市
事業者の所在地	飯能市双柳 1 - 1
事業者の連絡先	電話 0 4 2 - 9 7 3 - 2 1 1 1
代表者氏名	新井 重治

(2) 施設の概要

種別	保育所	
名称	飯能市立山手保育所	
所在地	飯能市山手町 1 9 - 4	
連絡先	(電話番号) 0 4 2 - 9 7 8 - 8 2 1 6 (FAX番号) 0 4 2 - 9 7 2 - 7 7 8 5	
施設長氏名	原 由美子	
開設年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日	
利用定員	150 人	
敷地	敷地全体	2800.00 m ²
	園庭	680.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート 2 階建(1 階 + 2 階のホール)
	延べ	1484.94 m ²

(3) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	1 0 室	
一時保育室	1 室	
遊戯室	1 室	

調理室	1 室	
職員室	1 室	

（４）職員体制（令和８年 ４月 １日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	人	
保育士	3 5 人	1 1 人	2 4 人	
調理員(委託)	7 人	2 人	5 人	
時間外保育補助	8 人	0 人	8 人	
保健師	1 人	1 人	0 人	
看護師	1 人	0 人	1 人	
栄養士	1 人	0 人	1 人	
保育補助	1 人	0 人	1 人	

（５）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【２号・３号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退所理由	・ ２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・ ０歳から就学前までの集団生活が可能な児童であること。 ・ ０歳児は 6 ヶ月になった月の翌月からが利用対象

（６）嘱託医

医療機関の名称	佐野医院
医院長名	佐野 正明
所在地	飯能市八幡町 6 － 1
電話番号	0 4 2 － 9 7 1 － 1 8 1 1

(7) 嘱託歯科医

医療機関の名称	やまて歯科医院
医院長名	石河 清貴
所在地	飯能市飯能 1 3 3 7 - 3
電話番号	0 4 2 - 9 7 2 - 2 7 6 7

※年 2 回（春、秋）嘱託医、嘱託歯科医による健康診断を実施。

(8) 緊急時における対応方法

保護者の緊急連絡先に連絡し、児童の主治医、嘱託医等に相談、受診の措置を講じる。

【管轄する消防署】

消防署名	埼玉西部消防局飯能日高消防署稲荷分署
所在地	飯能市稲荷町 1 - 1
電話番号	0 4 2 - 9 7 3 - 5 1 5 5

【管轄する警察署】

警察署名	埼玉県警飯能警察署
所在地	飯能市双柳 5 3 1
電話番号	0 4 2 - 9 7 2 - 0 1 1 0

(9) 非常災害対策

防火管理者	原 由美子
消防計画届出年月日	平成 25 年 8 月 1 日 一部変更令和 3 年 5 月 31 日
避難訓練	年間 12 回以上(毎月実施) 年 2 回消防署立会い 2 館合同訓練実施
防災設備	消火器、屋内消火栓設備、誘導灯、誘導標識、自動火災報知機設備、火災通報設備、非常放送設備、避難器具設備（救助袋）、防火防災設備、非常電源（自家発電設備）
避難場所	山手保育所園庭、 飯能市立飯能第一小学校
緊急時の連絡手段	コドモン、災害伝言ダイヤル、災害用ブロードバンド伝言板

(1 0) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士	手塚 綱子 栗原 梓
相談・苦情解決責任者	所長	原 由美子
第三者委員	主任児童委員	佐野 智子
		市川 淳

(1 1) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	全国市長会学校災害賠償保障保険

(1 2) 個人情報の取り扱い

児童福祉法第 18 条の 22 により、保育所に勤務する職員は、その重要性を十分認識し、個人情報の守秘義務の遵守に努めます。
--

(1 3) 虐待の防止のための措置

児童福祉法第 21 条の 10 の 5 により、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第 25 条において要保護児童を発見した場合の通告義務の遵守に努めます。 また、児童の人権及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等、必要な措置を講じます。

保育所における意見・苦情受付について

山手保育所では、保護者の皆様からの意見・苦情を受け付けるにあたり、苦情受付担当者、苦情受付責任者及び第三者委員を以下のとおり配置し、適切に意見・苦情に対応し、より良い保育所運営に生かしてまいります。

苦情受付担当者	(主任保育士) 手塚 綱子 栞原 梓
苦情解決責任者	(所長) 原 由美子
第三者委員 (主任児童委員)	佐野 智子 市川 淳 連絡先：973-2111 内線 161 (健康福祉部 地域福祉課) ※第三者委員に連絡します。
意見・苦情の受付	直接、苦情受付担当者、苦情解決責任者または第三者委員に申し出てください。